



佐賀県公報

平成17年
1月1日
(土曜日) 外
号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

規則

告示

○字の名称の変更

○白石町における公平事務の受託

公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第一号）

1 白石町の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第一号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、唐津市長職務執行者から届出があった。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川

康

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和三十四年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを削り、第三十二号を第二十七号とし、第三十三号及び第三十四号を削り、第三十五号を第二十八号とし、第三十六号から第四十号までを七号ずつ繰り上げ、第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第三十四号とし、第四十五号から第五十七号までを十号ずつ繰り上げ、第五十八号を削り、第五十九号を第四十八号とし、第六十号から第六十八号までを十一号ずつ繰り上げ、第六十九号を削り、第七十号を第五十八号とし、第七十一号を第五十九号とし、第七十二号を第六十号とし、第七十三号を削り、第七十四号を第六十一号とし、第七十五号を第六十二号とし、第七十六号を削り、第七十七号を第六十三号とし、第七十八号を第六十四号とし、第七十九号を第六十五号とし、第八十号を削り、第八十一号を第六十六号とし、第八十二号から第八十五号までを十五号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

七十一 白石町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成十七年佐賀県告示第二号）第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

相知町平山上	相知町佐里	相知町久保	相知町山崎	相知町中山	相知町千束	相知町横枕	相知町湯屋	相知町楠	相知町田頭	相知町長部田	相知町町切	相知町鷹取	相知町相知	相知町長部田	相知町篠木	相知町岩屋	相知町瀬戸木場	相知町牧瀬
大字平山上	大字佐里	大字久保	大字牟田部	大字山崎	大字中山	大字千束	大字横枕	大字湯屋	大字田頭	大字長部田	大字町切	大字鷹取	大字相知	大字長部田	大字篠木	大字岩屋	大字瀬戸木場	大字牧瀬

鎮西町打上	大字打上
鎮西町横竹	大字横竹
鎮西町石室	大字石室
鎮西町加倉	大字加倉
鎮西町高野	大字高野
鎮西町岩野	大字岩野
鎮西町八床	大字八床
鎮西町菖蒲	大字菖蒲
鎮西町早田	大字早田
鎮西町塩鶴	大字塩鶴
鎮西町赤木	大字赤木
鎮西町中野	大字中野
鎮西町丸田	大字丸田
呼子町呼子	大字呼子
呼子町殿ノ浦	大字殿ノ浦
呼子町小友	大字小友
呼子町大友	大字大友
呼子町加部島	大字加部島
呼子町小川島	大字小川島

●佐賀県告示第二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定によ

り、佐賀県は、一の町の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川 康

一 白石町

二 白石町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、白石町は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。
(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は白石町が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と白石町長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を白石町に通知し、白石町は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。
(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。
(その他必要な事項)

第六条

この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と白石町長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 白石町長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が白石町に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年一月一日
佐賀県知事 古川康行

印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)